

第4回 浜松市津波防災地域づくり推進協議会 議事録

日 時：平成26年3月17日（月）午後3時～午後4時15分

場 所：TKP浜松アクトタワーカンファレンスセンター ホールA

出席者：

	所 属 名	役 職 名	氏 名
委員長	明治大学大学院政治経済学研究科	特任教授	中林 一樹
委員	静岡大学防災総合センター	教授	牛山 素行
委員	静岡大学防災総合センター	准教授	原田 賢治
委員	浜松市自主防災隊連合会	副会長	坂田 英夫
委員	浜松市PTA連絡協議会	母親委員長	佐藤 明美
委員	国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所	所長	天野 邦彦
委員	静岡県西部危機管理局	局長	西川 久男
委員	静岡県浜松土木事務所	所長	守屋 文雄
委員	健康福祉部	部長	高林 泰秀
委員	産業部	部長	安形 秀幸（欠席）
委員	都市整備部	部長	河合 勇始
委員	土木部	部長	倉田 清一
委員	中区	区長	大場 篤
委員	西区	区長	飯田 良昭
委員	南区	区長	内藤 春好
委員	北区	区長	内山 良彦
委員	消防局	消防長	牧田 正稔
委員	上下水道部	部長	刑部 勇人
委員	学校教育部	部長	花井 和徳
委員	危機管理監	危機管理監	山名 裕

《決定事項》

- ・浜松市津波防災地域づくり推進計画（案）の内容について了承した。

《提案事項》

- ・地区カルテ・津波避難計画は策定・配布で完了するわけではなく、どれだけきめ細かく見直しや更新できるかが問われているため、モデル地区の取組みを通して、マニュアルやガイドラインを作成して他の地区へ波及させると良い。
- ・地域のワークショップでは、津波避難の説明をする前に、まず揺れ・倒壊・火災対策が必要であることを啓発する必要がある。

<第1回～第3回推進協議会における指摘事項・提案事項への対応 資料1>

事務局：資料1に基づき、第1回～第3回の指摘事項・提案事項への対応について説明した。主要点を以下に示す。

- ・浜松市津波防災地域づくり推進計画（案）の住民説明会では650人が参加し、58の意見をいただいた。58の意見の反映は、提案した推進施策で網羅していた。
- ・漁業・養殖への影響については、防潮堤整備前後における漁業・養殖被害額の参考値を算出した。
- ・危険物貯蔵施設等については、防潮堤整備前後において浸水のおそれのある危険物貯蔵施設等の立地状況を整理した。
- ・減災目標の根拠については、県のアクションプログラム8割の減災目標の根拠を確認した。また、本計画における当面・中期の減災目標は、津波対策を踏まえて約9割を目指すことを示した。
- ・個別アクションの目標指標については、目標指標の分母を設定できるものは明記した。一部は努力目標のものもある。

<津波防災地域づくり推進計画（案）について 資料2>

事務局：資料2に基づき津波防災地域づくり推進計画（案）について説明した。主要点を以下に示す。

【目的と理念】

- ・計画の理念は、「～津波に強い魅力あるまち・はままつ～」を掲げ、「自助・共助と公助の連携により、津波災害から市民の生命・財産及び産業基盤を守り、安心して暮らすことができる魅力あるまちを目指す」とする。

【対象とする地震・津波】

- ・本計画で対象とする地震・津波は、静岡県第4次地震被害想定により示された「南海トラフ巨大地震を想定した最大クラス（レベル2）の地震・津波」とする。

【本計画区域】

- ・本計画区域は、「第4次地震被害想定に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水想定区域」と「安政東海地震における推定津波浸水域」に該当する区域とする。
- ・自助・共助の連携が必要なものについては、本計画区域の津波浸水域を含む地区単位で施策を実施する。

【土地利用の考え方について】

- ・土地利用については、津波浸水想定を踏まえつつ、地域の土地利用状況や社会情勢の変化を考慮し、総合計画及び都市計画マスタープランで示す将来都市構造や土地利用の方針に反映させた上で、安心安全な市民生活の実現に向けた地域づくりを進める。

【対象区域の考え方について】

- ・防潮堤整備により将来的に津波浸水想定区域が大幅に減少することを踏まえ、

推進計画区域における推進施策は、短期と中長期に分けて対象区域が推移する。

【推進施策（アクション）について】

- ・7章では、施策の対象区域の考え方を踏まえ、津波防災地域づくりの3つの目標と9つの基本方針に基づき、117の推進施策（アクション）を掲げた。

西川委員：計画目標である「犠牲者9割の低減」を評価します。ハード・ソフト施策を組み合わせ、実行性のある計画にしていきたいと思えます。

牛山委員：津波防災地域づくり法に基づく津波災害警戒区域（特別警戒区域）のイエローゾーンとレッドゾーンについて計画に明記しないのでしょうか。

事務局：本計画では、津波防災地域づくり法に基づき、必ず定める必要がある推進計画区域を明記し、津波災害警戒区域（特別警戒区域）は明記していません。津波災害警戒区域（特別警戒区域）を定める静岡県と相談しながら、住民対応や推進計画との整合性を検討して津波災害警戒区域（特別警戒区域）を設定したいと思えます。

牛山委員：津波災害警戒区域（特別警戒区域）自体を計画に明記しなくても、静岡県と調整しながら設定していくという考え方を計画に記載した方がいいのではないのでしょうか。

事務局：津波災害警戒区域（特別警戒区域）設定の考え方については、推進計画（案）6ページに「本計画に定める施策は、今後、静岡県が指定する津波災害警戒区域や津波災害特別警戒区域と整合を図りながら、効果的な運用を図る」と明記しました。

中林委員長：推進計画（案）51ページの推進施策（アクション）に「11201津波災害（特別）警戒区域指定の促進」の位置付けがありますので併せてご確認ください。

天野委員：48ページの施策の対象区域CとDについて、住民にとっては、道一本変わるだけで施策が変わるのは、分かりづらい。ここまで詳細に区分する必要があるのでしょうか。

事務局：CとDは、津波避難施設のハード整備に関係するものであり、Cは補助金関係、Dは避難困難のおそれのある地域への津波避難施設を確保するものであります。そのため、住民に関する津波避難訓練などのソフト施策には影響しませんので、住民には分かっていただけのもと思えます。

中林委員長：防潮堤整備前後で施策のゾーニングが変わりますが、ソフト施策は変わりません。そのため、地区カルテにより理解を深めて、継続的に取り組んでいくことが重要です。

中林委員長：委員の皆さんからの意見や提案は、この推進計画（案）に反映されていると思えますが、よろしいでしょうか。

委員一同：意義なし。

<津波防災地域づくり地区カルテの作成・地区の津波避難計画の作成 資料3>

事務局：資料3に基づき、津波防災地域づくり地区カルテの作成について説明した。主要点を以下に示す。

- ・この地区カルテの目的は、市民・地域に地域のリスクを知っていただき、自助・共助に役立ててもらうためである。
- ・推進計画（案）の推進計画区域を含む20地区を対象とする。
- ・地区カルテでは、地形・地質、震度・液状化、津波浸水を明記するとともに、地域の津波避難施設や津波防災上の課題を明記する。

- ・そして、施策の進捗状況については、自助、共助、公助に分類して示す。
- ・この地区カルテを用いて、地域では自主防災隊単位で津波避難計画を作成する。
- ・今後のスケジュールとして、平成26年度に1隊～3隊の自主防災隊をモデルとして検討し、平成27年度以降に他の自主防災隊に広めていく計画を考えている。

牛山委員：20地区は、推進計画（案）の浸水域を含む単位と考えてよろしいでしょうか。

事務局：そのとおりです。

牛山委員：それであれば、地区カルテに表示する津波浸水想定区域が詳細すぎるのではないかと思います。

事務局：そのような誤解がないように、地区の津波避難計画で示す津波浸水想定区域は、破線で示し、確定されているものではないという表現にする考えです。

牛山委員：津波浸水想定区域はあくまでも計算であり、精度が高いものではないということを理解してもらえるように工夫をしてください。また、到達速度については、どのように考えますか。

事務局：掲載しない考えです。あくまでも、津波到達時間は海岸に到達する20分です。

牛山委員：大変結構だと思います。

事務局：津波浸水状況の変化については、図面だけで説明するのが難しく、どの方向から津波が来るのかを市民に把握してもらうために、津波到達時間のデータを使ったアニメーションを作成し説明しています。

牛山委員：何分何秒に自分のところに津波が到達するのか知りたいとの声をよく聞きますが、計算結果として示すことは可能ですが、次に実際に起こる現象を正確に予測しているものとは言えません。特に陸上の津波の挙動は不明確で、「何分後に津波が来る」と覚え込まれる弊害の方が大きいと考えます。目安として情報を使うとしても、海岸線に到達する時間ぐらいまでが現実的だと思います。

坂田委員：地区カルテの作成単位は、連合自治会の範囲だと思いますが、地区の津波避難計画は自主防災隊単位で作成するとすると地区全体としての検討が抜けて落ちてしまうのではないのでしょうか。

事務局：津波避難計画の作成単位については、津波避難施設の取り合いなどにならないように、地域の特性を考えながら決めていきたいと思っています。

坂田委員：地区の中でも沿岸と山では意識がかなり違います。最終的には地区の中で決めるということでしょうか。

事務局：ご指摘の課題があることは分かっています。そのため、まず意識の高い方に声をかけさせていただき、最初の説明会で地区の意向を確認しながら、自主防災隊単位でいくのか地区全体でいくのか考えていきたいと思っています。

天野委員：この取組みを進めると、ハードに対する課題が明確になり、市民からハード対策等の要請が出てくるものと考えます。財政的に厳しい状況ですと、計画はよくなるのに、財政が追い付かないため、施策が進まず住民のモチベーションが下がることも懸念されます。これについてはどのように考えていますか。

事務局：推進計画（案）に示した117のアクションの中では、早期に解決するものと、ご指摘のとおり中長期にわたり解決していくものに分けています。説明会の中で、意思疎通を図り住民の理解を得たいと考えています。

原田委員：入野地区と雄踏地区の境界付近の北側に、浸水範囲があるのに地区カルテの対象となっていないのは何故でしょうか。

事務局：ここは、ほとんど農地で住民が居住していないため除外しています。

中林委員長：東日本大震災以降、津波防災地域づくり法が定まり、かなり早い段階で、浜松市は津波防災地域づくり推進計画に取り組んできました。地区の中でも温度差があると思いますが、地区の津波避難計画の作成については、頑張っているところをまず選択して進めてから、他の地区へ波及すべきだと思います。このモデル地区の取組みから、マニュアルやガイドラインを作成し、他に波及させると良いと思います。

浜松市の場合は、防潮堤整備後であっても自助・共助がなければ犠牲者の9割やそれ以上減らすことはできないため、リスクコミュニケーションとして地区カルテが一つの道具になると思います。

浜松市の津波防災地域づくり推進計画も長期にわたる計画のため、ある一定の時期で見直すと思います。地区カルテ・津波避難計画も策定・配布で完了するわけではなく、どれだけ、きめ細かく、ローリングとアップデートができるかが問われていますので、忘れないでください。

推進計画（案）の中では、災害時要援護者についてあまり大きくとりあげていません。災害時要援護者については、地区の中で課題を抽出し、進めていくと良いと思います。

牛山委員：事務局は十分理解していると思いますが、まず必要なのは揺れ・建物対策であるというのを忘れずに進めていただきたいと思います。

中林委員長：津波が何分で到達するという議論も、家が壊れてつぶれてしまえば意味がありません。揺れに対する家の倒壊・火災対策があつて、次に津波対策があります。ワークショップでも最初は揺れ・倒壊・火災対策の話をしてそれから、津波避難の話をする構成が良いと思います。

委員の皆様、議論を尽くしていただきありがとうございます。地区カルテなどに少し修正等が残っておりますが、最終的なとりまとめは、委員長と事務局に一任ということによろしいでしょうか。

委員一同：異議なし。

中林委員長：ありがとうございました。それでは、議事を事務局に戻します。

事務局：委員の皆様、活発な議論、貴重なご意見、大変ありがとうございました。本日はこれから市長に報告し、最終的な公表に向けたとりまとめへと進めていきます。この推進計画は、地域・行政がどのように取り組むかが大事ですので、これらの意見等を活かし、実りある計画にしていきたいと思います。

それでは、第4回浜松市津波防災地域づくり推進計画協議会を終了いたします。

以上